

第427回神奈川県最低賃金審議会
議事録

- 1 日時 令和5年8月4日（金）午後1時24分から午後2時10分まで
- 2 場所 横浜第2合同庁舎 共用第2会議室
- 3 出席者
公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、芳野直子

労働者代表委員 佐藤信也、佐俣光男、林克己、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 大竹准一、栗原敏郎、関口明彦、花本こず枝、山本弘
- 4 議事
 - (1) 令和5年度神奈川県最低賃金専門部会報告について
 - (2) 神奈川県最低賃金の改正について
 - (3) その他

【事務局：監察監督官】

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本審議会は公開することとされております。

傍聴人の方は公開要項の規定に従い、携帯電話をマナーモードにするなど、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本日の出席状況は、15名の委員のうち全員の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づきまして、本会議は有効に成立しているということをご報告申し上げます。

本日の資料としては、神奈川県最低賃金専門部会長名の「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」の写しを、配付していますのでご確認ください。

それでは、会長よろしく願いいたします。

【会 長】

みなさんこんにちは。暑い中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、第427回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、本日の議事録の確認についてですが、

私と、労働者側、林委員、使用者側、関口委員、でよろしく申し上げます。

【会 長】

それではさっそく議事に入らせていただきます。

まず、神奈川県最低賃金の改正決定についてですが、本日まで専門部会において慎重な審議を重ねてまいりました。これにつきましては、神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書として取りまとめられております。

その経過について、まず事務局からご説明お願いいたします。

【事務局：賃金室長】

はい、お手元に専門部会報告書（写）を配っております。

8月1日から本日まで専門部会において、連日、精力的に、かつ慎重に審議が重ねられて来られましたところでございますが、労使の見解は一致を見ませんでした。

このため第4回専門部会において、最終的には公益委員が「時間額 1,112円、引上げ額41円」を提案され、採決が行われたところ、労働者側委員は3名賛成、使用者側委員は1名反対で、公益委員を含め賛成多数という結果となり、今お配りしている「神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書」がまとめられました。

以上です。

【会 長】

では、事務局で専門部会の報告書を読み上げてください。

【事務局：監察監督官】

はい、令和5年8月4日、神奈川地方最低賃金審議会 会 長 赤羽 淳 殿
神奈川地方最低賃金審議会 神奈川県最低賃金専門部会 部 会 長 赤羽 淳
神奈川県最低賃金の改正決定に関する報告書について

当専門部会は、令和5年7月4日、神奈川地方最低賃金審議会において付託された
神奈川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと
おりの結論に達したので報告する。

なお、中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げに資するために、関係行政機関が
連携し、企業が継続的に生産性向上や適正な価格転嫁を実施できるような施策につ
いて迅速に検討するとともに、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に
努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者に過大な負担が生ずることのな
いよう、関係行政機関が適切に運用することを要望する。

また、関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃
金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じること
がないよう、発注時における特段の配慮をすることを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

また、本部会における審議経過等については、別紙2に記載したとおりである。

記

公益代表委員	赤羽 淳	石崎 由希子	芳野 直子
労働者代表委員	佐藤 信也	佐俣 光男	林 克己
使用者代表委員	大竹 准一	関口 明彦	山本 弘

別紙1

神奈川県最低賃金

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1, 112円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

別紙2

部会における審議経過

1 審議経過

- | | |
|----------|--|
| 令和5年7月4日 | 第425回審議会(諮問) |
| 8月1日 | 第426回審議会(意見聴取、専門部会委員任命報告、
特定最賃《諮問》)
第1回専門部会(部会長・部会長代理選出、目安伝達、
個別審議) |
| 8月2日 | 第2回専門部会(個別審議) |
| 8月3日 | 第3回専門部会(個別審議) |
| 8月4日 | 第4回専門部会(採決) |

2 各側の意見

(1)労働者側

- ① 労働側委員は基本認識として、神奈川県における最低賃金の水準は、年収換算でやっと210万円を超えた水準であり、当面のめざすべき水準は、生計費の観点から連合リビングウエイジによる時給1,170円であること。地域間格差については、最低賃金引上げの抑制ではなく適正な価格転嫁への支援と、人口減少問題を踏まえた労働力確保の観点での水準が必要であることなど、最低賃金が抱える本質的な課題は変わることなく、改善に向けた歩みを止めるべきでないと主張した。
- ② また、急激な物価上昇により私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍者の生活は苦しい。神奈川県における消費者物価指数の対前年上昇率の推移を見ても、3月3.9%、4月4.1%、5月3.9%、6月4.1%（4カ月平均4.0%）という高い水準を維持している。総務省によれば政府からの補助金がなければ上昇率は1ポイント高くなると分析されており、実質的には5.0%近い物価水準が維持されている。一方、企業物価も5月の水準では5.1%上昇と高い水準を維持しており、また、5.0%以上での推移は24カ月連続と過去最長となっている。6月の水準

は4.1%と鈍化しているが、如何に「適正な価格転嫁」を行うかが、課題解決に向けた道筋には必要不可欠である。企業物価の上昇分は、最終的に消費者物価の上昇という形で労働者（消費者）が負担することになる。企業側は、賃上げ分を含め企業物価そして消費者物価に反映してこそ、売上高に反映され、そのことが付加価値の向上・生産性の向上につながり、その結果として支払い能力を高めることになる。現時点の物価は、エネルギー・原材料などの高騰分を中心に転嫁されているが、2023年春闘で賃上げされた労務費の「価格転嫁」はこれからであり、継続的な賃上げを実現するためにも、労務費を含めた適正な価格転嫁が求められている。

- ③ 加えて神奈川県の影響率は、昨年26.7%と全国一高い水準となっている。この間、使用者側から影響率の高さは企業の支払い能力に影響するとの主張がなされてきたが昨年の地賃改正決定における公益側の見解として、「神奈川県においては最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金を含めた賃金の引き上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が、社会的に求められていることを特に重視する必要がある」との見解が示された。このことは、これまで労働側が繰り返し主張してきた影響率に対する認識と同じものである。本年労働局から提供された5人以上の事業所における常用労働者のパートタイム労働者比率のデータでは、神奈川県のパートタイム労働者比率が全国的にも突出して高いことが明らかになっている。（神奈川県37.8%、大阪32.3%、全国平均31.6%、東京24.8%）

つまり影響率が高いのは、パートタイム労働者比率が高く、最低賃金に張り付いている労働者が多いということを意味している。避けられない人口減少を背景とした労働者不足の対応からも、最低賃金に張り付いた労働力を頼りとした経営は持続的ではなく改善を図るべきである。

- ④ また、これまでと同様、隣県との地域間格差については、ハローワークによるパートタイム労働者の募集水準を見ると、昨年同様に静岡県・山梨県の水準は、神奈川県の最低賃金水準を上回る水準にある。加えて、神奈川県の募集水準は、2017年から7年間連続で東京都を上回っており、東京を超える水準で募集しないと労働力の確保が難しい実態を表していると考えられる。
- ⑤ 加えて、神奈川県内への本社移転の「転入超過」が昨年全国最多となったことなど神奈川県のポテンシャルは高まってきている。一昨年から神奈川県の人口は減少に転じており、避けられない人口減少を背景とした労働力の確保は極めて重要な課題となっている。このようなことから、隣県との地域間格差については、経済的な格差の観点だけでなく「労働力の確保に必要な水準」を考慮すべきであり、東京と隣接する神奈川県のポテンシャルを維持するためにも、東

京との格差を広げてはならないと主張した。

- ⑥ そして非正規労働者の暮らし・生活は、現在の物価高の影響を最も多く受けている。連合総研による勤労者短観（4月）では、「1年前と比べて賃金の増加幅が物価上昇より小さい」と回答した人が6割を超え、「家計が赤字」と回答とした人が4割と大幅に増加している。日銀による生活意識アンケート（7月）でも、「物価が1年前と比べると上がった」という回答が95.5%と過去最高となり「1年前と比べ物価は何%程度変化したか」は平均14.7%となった。このように目を追うごとに日々の生活に与える影響は深刻度を増しており、物価水準を上回る最低賃金の水準改定が求められている。
- ⑦ 昨年の地賃改定額は、神奈川県消費者物価指数対前年上昇率2.9%を上回る+31円（2.98%）の引上げを実現できたが、その後も消費者物価は上昇を続け平均4%近い水準が続き、物価上昇に賃上げが追い付いていない状況が続いている。このようなことから、労働側として本年改定する最低賃金の水準が消費者物価を上回ることが出来るか否かは極めて重要な論点であるとし、神奈川県消費者物価水準4%にあたる43円の引上げを求めた。
- ⑧ なお、今回示された公益見解については、物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点で十分とは言えないが、結審にあたり、引上げ額が過去最高額となることを含め、公労使で真摯な議論を尽くした結果として受け止めた。

（2）使用者側

今年度の神奈川地方最低賃金審議会にあたり、使用者側委員は現下の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境について、以下の認識を示した。

現在、中小・小規模事業者は「原材料、エネルギー価格や人件費などコスト増の「価格転嫁」と「人手不足」という2つの大きな課題に直面している。かつてない消費者物価の上昇への対応、および深刻な人手不足を解決するために賃上げが必要であることは多くの経営者が認識しているが、そのためには企業が「人への投資」をするための体力、「賃金原資の確保」が不可欠である。

しかしながら、現在の価格転嫁の状況は、中小企業庁の調査でも、価格転嫁率は47.6%、東京商工リサーチの調査でも、調達コストが上昇した企業が87.7%に対して、上昇分を販売価格に全く転嫁できていない企業は42.2%と、まだまだ進んでいない現状がある。中でも、特に「エネルギーコスト」と「労務費」の転嫁率が低く、中小企業においても賃上げが進んでいるというものの、多くが人手不足に対応するため、業績改善が伴わない賃上げ、いわゆる「防衛的な賃上げ」となっている。中小・小規模事業者からも、まだまだ2次、3次下請けといった取引におけ

る価格転嫁は進んでおらず、「収益改善が進まない中で、賃上げや人材の確保への対応に苦慮している」といった切実な声が多く寄せられている。こうした中で、「取引価格の適正化」をしっかりと進めるとともに、中小・小規模事業者の生産性向上の取り組みを強力に後押しすることにより、利益率（マークアップ率）を高め、持続的、構造的な「賃上げ」や「人への投資」につなげる、好循環を早急に作っていくことが何よりも重要である。

加えて、コロナ対応の実質無利子・無担保、いわゆる「ゼロゼロ融資」の返済本格化と物価高に伴う原材料や人件費などのコスト高騰に伴う倒産が県内でも増加しており、こうした財務基盤の弱い小規模事業者の状況にもしっかりと目を向けていく必要がある。

また例年のごとく価格転嫁や事業者への支援強化などが答申の中に盛り込まれてきているが、それに対するその後の行政の対応、検討結果はほとんど聞いたことがない。最賃の検討は毎年毎年継続していくものであり、課題の振り返りは欠かせないものとする。

以上、今年度の神奈川県最低賃金の決定にあたっては、こうした中小・小規模事業者が置かれた非常に厳しい状況も十分に勘案していくことが重要であり神奈川県労働局に対し、以下の点について、関係省庁や県、市町村等と連携し、十分かつ迅速な対応をしていただくように強く求めたい。

それとともに、その後の対応状況等について、今後の審議会等を通じ、継続的なご報告をお約束いただくことを要望した。

- 1 官民挙げた「取引価格の適正化」の取組の迅速かつ強力な推進
取引調査員（下請Gメン）など行政による指導の徹底、指導経過の公表や「パートナーシップ構築宣言」の実効性を確保する取組の強化、多重構造の下請取引における価格転嫁の推進等
- 2 中小・小規模事業者の生産性向上の取組への支援の強化
事業の再構築や新分野への事業展開、DXの活用など、生産性向上の取組へ支援の更なる拡充・強化
- 3 賃上げに取り組む中小・小規模事業者への支援の強化
「業務改善助成金」を始めとした、賃上げに取り組む中小・小規模事業者へセーフティーネットとなる支援策の更なる拡充・強化、要件の緩和、周知の徹底等（設備投資などままならないレベルの小規模事業者にも手を差し伸べる必要あり）
- 4 中小・小規模事業者の資金繰りへの支援強化
価格高騰等により収益改善が進まない中でコロナ特別融資の返済本格化を迎え資金繰りの悪化が懸念される中小・小規模事業者に対する融資の延長や

返済条件の緩和など、中小・小規模事業者への資金繰り支援の強化

5 いわゆる「年収の壁」の抜本的見直し

最低賃金の引き上げが「働き控え」を招き、人員の確保にも影響が及ぶ 103 万円、106 万円の「年収の壁」問題の抜本的な見直し、併せてこの問題に起因する年末の就業調整の弊害を忌避するための発効日の後ろ倒し（10月1日⇒翌年1月発効へ）の可能性についての検討

今般、公益側から「41円引上げ」が提示されたが、使用者側としては上記を神奈川労働局へ対応要請が実現されることを前提として採決にのぞむこととしたい。

(3) 公益側

ア 公益委員としては、上記の労使意見のほか、以下の雇用経済情勢等を総合的に考慮し、本年度の神奈川県最低賃金については、41円引上げの1時間1,112円とすることが妥当であると判断した。具体的には、

- ① 神奈川県における消費者物価上昇率（（総務省「消費者物価指数」（「持ち家の帰属家賃を除く総合」に拠る））は、4月4.1%、5月3.9%、6月4.1%となるなど4.0%前後で推移していることから、生計費上昇分については、4.0%程度の水準と考えられること。
- ② 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は中小企業で2.9%、大手企業で3.9%の水準である反面、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はAランクにおいて2.3%となっており企業規模により賃上げの原資の程度が異なることに留意する必要があること。
- ③ 法人企業統計における企業利益は、すべての産業でプラスとなっており、企業利益（売上高経常利益率）は令和3年6.3%、令和4年6.6%と安定して産業全体での回復が見られること。
- ④ 神奈川県の雇用情勢は、就業地別の有効求人倍率において、令和5年5月で前年同月比プラス0.1倍となり、1.1倍前後で推移し、失業率は3%以下で推移していること。
- ⑤ 神奈川県においては最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金を含めた賃金の引上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が、社会的に求められていることを特に重視する必要があること。
- ⑥ 神奈川県における最低賃金の未満率と影響率は、全国の中でも極めて高く、企業への影響に配慮する必要があること。

等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

- イ 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。
- ウ 最低賃金の引上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援として「業務改善助成金」の対象の拡大、要件の緩和、申請手続きの簡素化等の早期実施を強く要望する。
- エ 賃金上昇に対し価格転嫁は遅れがちになることや現状の転嫁率が 47.6%に留まることに鑑み、関係行政機関が連携し、価格転嫁対策等に取り組むとともに、迅速に支援を強化するよう要望する。
- オ 神奈川労働局においては、「業務改善助成金」をはじめとする支援策や関係行政機関の中小企業・小規模事業者の支援策について、広く浸透するようきめ細かい周知に積極的に取り組むよう要望する。
- カ 上記の中小企業・小規模事業者の支援状況やその他部会報告などにおける要望事項については、最低賃金額審議の議論を継続的かつ効率的に実施するために、審議会において公労使委員で確認し共有を図ることができるよう要望する。

以上です。

【会 長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの専門部会の報告について、参加されていない委員も含めて何か御意見御質問等はございますか。

はい（挙手）、大竹委員、お願いいたします。

【各委員】

使用者委員の大谷でございます。只今の専門部会の報告に関連いたしまして、次の採決に入る前に一言申し上げたいと思います。

今回、手元に使用者委員から「令和5年度神奈川県最低賃金決定に向けて」という文章を配布させていただきました。これ今説明がありました通り、専門部会でお示したものと同じものでございますが、改めて本審におきましても私ども使用者委員の総意といたしまして今年度の神奈川県最低賃金決定にあたり、価格転嫁が十分に進んでいない等、未だ厳しい状況にあることを鑑みまして、神奈川労働局に対しまして記載の通り「取引価格の適正化の取組み」、それから「生産性向上の取組みへの支援強化」、「賃上げに取組む事業者への支援強化」、「資金繰りへの支援強化」、またその支援のための抜本的見直し、この点につきまして関係省庁や県、市町村と連携して十分か

つ迅速な対応をしていただくと共に、今後も審議会等を通じて対応状況等について継続的にご報告いただきたいということを改めまして強くご要望させていただいた上で採決に臨みたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会 長】

はい、他はよろしいでしょうか。

はい、ではここで採決をさせていただきます。

それでは、専門部会長報告書のとおり、時間額1, 112円、引上げ額41円とすることについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

13名です。

【会 長】

続きまして反対の方、挙手をお願いします。

【事務局：監察監督官】

1名です。

【会 長】

それでは、賛成多数と認められますので専門部会の報告書のとおり、神奈川県最低賃金については、時間額1, 112円と決定させていただきます。

では、これを局長に答申するということになりますので、事務局は案文を配付してください。

お手元に文案届きましたでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

【事務局：賃金室長】

令和5年8月4日

神奈川労働局長 木塚 欽也 殿

神奈川地方最低賃金審議会 会 長 赤羽 淳

神奈川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け神労発基第0704第1号をもって貴職から諮問があった標記のことについて、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、調査審議に当たっては、以下の事項を重視した。

- 1 現下の経済・雇用情勢及び物価の上昇による労働者の生活への影響
- 2 中小企業・小規模事業者が置かれている状況
- 3 賃金上昇率
- 4 賃金の低廉な労働者の処遇改善

また、神奈川県最低賃金の改正決定に当たっては、以下の事項を強く要望する。

- 1 最低賃金の引き上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための最大限の支援や助成金等の申請手続きの簡素化及び価格転嫁対策として、関係行政機関と連携し、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底すること。
- 2 関係行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮をすること。

これらの要望事項や中小企業・小規模事業者の支援状況については、審議会において継続的に報告を行い公労使委員で共有を図ることとする。

別紙

- 1 適用する地域
神奈川県全域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 112円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの答申文案について、何かご意見はございますか。

【各委員の発言】

(意見なし)

【会 長】

よろしいでしょうか。

それでは答申分のご用意をいたしますので、5分ほどお待ちください。

【事務局：賃金室長】

(正本を会長に手交するとともに、写を各委員及び傍聴人に配付)

【会 長】

それでは、局長に答申したいと思います。

(会長から局長へ答申文手渡し)

【事務局：監察監督官】

答申文の写し、みなさまのお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、ここで局長からごあいさつさせていただきます。

【局 長】

神奈川県最低賃金の改正について、ただいま答申をいただきました。

ひと言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また大変暑い中、連日に渡り、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本年度におけます神奈川県最低賃金の改定につきましては、7月4日の審議会におきまして諮問させていただき、8月1日に中央最低賃金審議会の目安を伝達させていただきました。

その日から4回にわたって精力的に御審議をいただき答申をいただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

当局といたしましては、今後10月1日発効に向けまして所要の手續に万全を期してまいりたいと考えております。

また引き続き、中小企業・事業者の方々に対する支援の充実をはじめとして、いただいた答申文に記載された各事項について適切に対処してまいります。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場での最低賃金額や各種支援策の周知など、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【会 長】

それでは、事務局から今後の発効までの手続等についてご説明願います。

【事務局：賃金室長】

本日答申要旨の公示を行います。

公示期間は本日を含めて16日間ですので、異議申立の期限は8月21日までとなります。

発効日については、異議の申立てがあった場合の審議の結果にもよりますが、官報公示の手続きを経て、公示1か月後に最低賃金の効力を発生します。

最短で手続が進みますと、8月31日に官報公示、発効日が9月30日となります。法定発行日は9月30日となりますが、先ほど採決いただきました通り、10月1日が指定発行日となります。

以上です。

【会 長】

事務局は各手続き等よろしくお願い致します。

そのほか、連絡事項等がありますか。

【事務局：賃金室長】

次回審議会は、先ほど説明したとおり、異議申出がありました場合には、審議会を開催することとなります。

本日公示しますと異議申出期限が8月21日となりますので、その翌日8月22日（火）に審議会を予定したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、同日、第1回の特別小委員会を開催いたしますので、小委員会メンバーの委員は出席をお願いいたします。

以上です。

【会 長】

はい、ありがとうございます。

では、以上をもちまして第427回神奈川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様にはここまでのご協力、誠にありがとうございました。

< 閉 会 >